

7月中旬から下旬に新しい保険証を発送します。

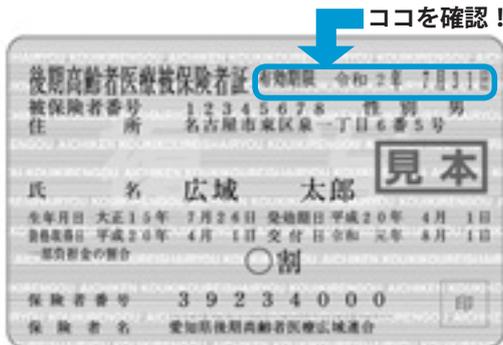
後期高齢者医療制度

■問い合わせ 保険医療課 ☎0561(56)0739

●保険証の更新

現在お持ちの保険証（後期高齢者医療被保険者証）の有効期限は、7月31日です。新しい保険証は、7月中旬から下旬に簡易書留郵便で発送します。

※8月1日以降に医療機関などを受診する際は、必ず新しい保険証を提示してください。



▼配達時に不在だった場合

郵便受けに案内（不在届連絡票）が入ります。郵便局の支店へ再配達依頼をするか、郵便局の支店で直接受け取ってください。

●医療費の自己負担割合

医療機関で支払う医療費の自己負担割合（3割または1割）は、平成30年中の所得などで判定されます。

（表1）

負担割合が3割と判定された人のうち、一定の要件（表2）に該当する人は、申請すれば、申請月の翌月から負担割合が1割になります。

※自分の負担割合が1割に該当しても、3割に該当する人が同じ世帯内にいる場合は、同じ負担割合（3割）となります。

●保険料の決定

平成30年中の所得などに基つき計算した「平成31年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬に対象者全員に送付します。

▼保険料の計算方法

保険料は、後期

高齢者医療制度加入者全員が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

$$\text{年間保険料額} = \text{均等割額 } 4 \text{ 万 } 5,379 \text{ 円} + \text{所得割額} \\ (\text{平成 } 30 \text{ 年中の所得金額} - 33 \text{ 万円}) \times 0.0876$$

表1 医療機関で支払う自己負担割合の判定基準

要件	割合
世帯内に平成31年度町県民税（住民税）の課税標準額が145万円以上である後期高齢者医療制度加入者がいない	1割
世帯内に昭和20年1月2日以降生まれの後期高齢者医療制度加入者がいて、かつ世帯内の後期高齢者医療制度加入者全員の旧ただし書所得（総所得金額から33万円を控除した額）の合計が210万円以下	
上記以外	3割

表2 自己負担割合の再判定

要件
世帯内の後期高齢者医療制度加入者が1人のみで、かつその人の収入額が383万円未満
世帯内の後期高齢者医療制度加入者が1人のみで、かつ同じ世帯内に70歳～74歳の人っていて、後期高齢者医療制度加入者と70歳～74歳の人の収入額の合計が520万円未満
世帯内の後期高齢者医療制度加入者が2人以上で、かつ後期高齢者医療制度加入者全員の収入額の合計が520万円未満

3割負担と判定されても、平成30年中の収入などが上記のいずれかに該当する場合は、「基準収入額適用申請書」の提出により1割負担になります。

保険料の決定通知書の年度表記について

「平成31年度」と表記しています。平成の表記であっても有効ですので、ご理解をお願いします。

表3 所得の低い世帯の保険料軽減

平成30年中の所得などが以下の要件に該当する場合は、保険料が軽減されます。

要件		軽減措置	
		均等割額	所得割額
世帯主とその世帯にいる後期高齢者医療制度加入者全員の所得の合計が33万円	以下	8.5割軽減	—
	以下で、後期高齢者医療制度加入者全員の年金収入が80万円以下（その他の所得がない）	8割軽減 ※1	—
	を超過、33万円＋（28万円×世帯内の後期高齢者医療制度加入者数）以下	5割軽減	—
	を超過、33万円＋（51万円×世帯内の後期高齢者医療制度加入者数）以下	2割軽減	—
後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社などの健康保険の被扶養者だった		なし ※2	課せられず

※1 軽減率の見直しが行われ、平成31年度の年間保険料は8割軽減となります。詳しくは、下記をご覧ください。

※2 後期高齢者医療制度加入後2年間は5割軽減。

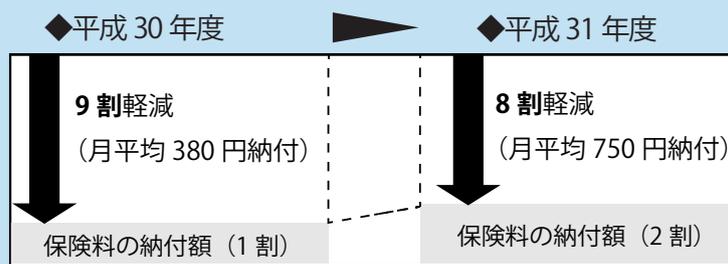
後期高齢者医療保険料の均等割軽減率が見直されます

これまで後期高齢者医療保険料が9割軽減の対象（年金収入80万円以下）となっていた人

本来、年金収入80万円以下などの要件を満たす人の軽減率は、法令上7割軽減ですが、これまでは特例的に9割軽減でした。しかし、世代間の公平を図る観点なども踏まえ、所得の低い人への年金生活者支援給付金（基準額月5,000円）や介護保険料の軽減強化の開始に合わせて、平成31年度から後期高齢者医療保険料の均等割軽減率が9割軽減から8割軽減に変わります。

なお、来年度（令和2年度）以降は制度本来の仕組みである7割軽減に戻ります。

（例）年金収入80万円以下の人



※ 老齢年金生活者支援給付金および介護保険料の軽減強化は、同一世帯に課税者がいる場合は対象外となります。

※ 年金生活者支援給付金の金額は、受給中の年金の種類、保険料納付済期間などや所得額により異なります。また、老齢年金生活者支援給付金（補足的な給付を含む）の場合、支給要件①～③をすべて満たしている必要があります。①65歳以上で老齢基礎年金を受けている②請求する人の世帯全員の住民税が非課税となっている③前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下である。

なお、お支払いは、基本的に10月、11月分を12月中旬（年金の支払い日と同日）に行います。

※ 保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

問い合わせ

【後期高齢者医療について】保険医療課 医療係 ☎ 0561 (56) 0739

【介護保険について】高齢者支援課 介護保険係 ☎ 0561 (56) 0735

【年金関係について】ねんきんダイヤル ☎ 0570 (05) 1165